

栃生企第418号  
平成31年4月26日

栃木県ライフル射撃協会長 様

栃木県警察本部生活安全部長



トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う銃砲及び火薬類の適正な保管管理等について（依頼）

陽春の候、貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、トランプ・アメリカ合衆国大統領（以下「トランプ大統領」という。）が、本年5月下旬に日米首脳会談等のため来日する予定であり、同会談等に出席するトランプ大統領等に対するテロ等の発生が懸念されることから、栃木県警察では、危害の未然防止を図るため各種施策を進めているところであります。

貴団体におかれましては、各会員に対し、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについてご指導を徹底していただきますようお願い致します。

記

1 指導事項

- (1) 銃砲及び実包を保管する場合は、鍵のかかる堅固な設備に確実に保管するとともに、先台等重要部品を銃本体から外し、別の場所へ保管すること。  
また、銃砲及び火薬類の携帯・運搬時における盗難・亡失防止のため、銃砲等を車内放置しないなど適切に保管すること。
- (2) 銃砲及び火薬類を譲渡する際は、確実に獣銃等所持許可証・火薬類譲受許可証の提示を受け、確認した後で譲り渡すこと。
- (3) 火薬類の譲受けに当たっては、残火薬類を生じさせないよう、その度ごとに必要量を購入すること。
- (4) 盗難又は紛失事故が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- (5) 訪問地域等における銃砲、火薬類等の運搬、携帯を自粛すること。

2 その他

現時点において詳細な日程は判明しておりませんが、トランプ大統領一行が離日するのは、5月下旬を予定しておりますので、それまでの間ご指導をお願いします。

〔 警察本部生活安全部生活安全企画課  
担当：田澤、木村  
電話：028-621-0110 (内線3411) 〕